

◇届出の手引き

<届出の必要な行為>

次の行為を行う場合、工事着手の30日前までに高岡市長に届出してください。

- 1 建物等（カーポート車庫・プレハブ物置含む）の新築・増築・移転
- 2 かき・さくの設置・撤去（土留壁、垣・さく類の基礎、土間コンクリート等を除く）
- 3 建物の形態の変更（例：テラス等の新設による壁面位置の変更等）

※ 届出が必要かどうか判断が難しい場合には、都市計画課[TEL 0766-20-1404]までご相談下さい。

<届出の方法>

- 1 届出の書類「地区計画の区域内における行為の届出書」 1部
※記入方法は、P7<届出書の書き方>をご覧ください。
「添付図書」 1部
※添付図書は、P10<届出に必要な添付図書>をご覧ください。
- 2 届 出 先 高岡市都市創造部都市計画課計画係 0766-20-1404（直通）
- 3 提出期限 工事（行為）着手の30日前まで
- 4 そ の 他 届出内容等を変更される場合には、「変更届出書」を提出してください。（届出書は、本冊子の最後に添付してあります。）

<届出から工事着手まで>

工事着手に先立って届出していただくことにより、届出の内容が地区計画に適合しているかどうかを審査させていただきます。

確認申請等を行う場合には「適合通知書の写し」を添付してください。

